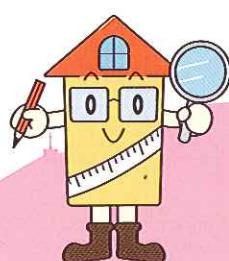
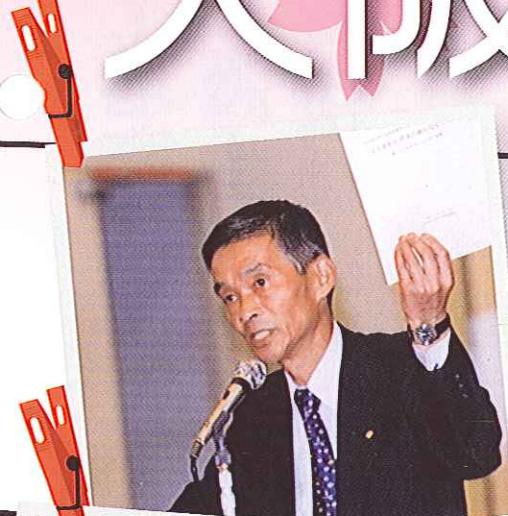


土地家屋 調査士 大阪

みおつくし
澪 標



トキくん
大阪土地家屋調査士会
イメージキャラクター

大阪土地家屋調査士会 <http://www.chosashi-osaka.jp>

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号 TEL:06-6942-3330 FAX:06-6941-8070
e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp

大阪土地家屋調査士会
大 阪 弁 護 士 会

「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!
土地の境界問題でお困りの方

市 民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約 **06-6942-8750**

受付／月～金 9:00～17:00(土・日・祝は除く)

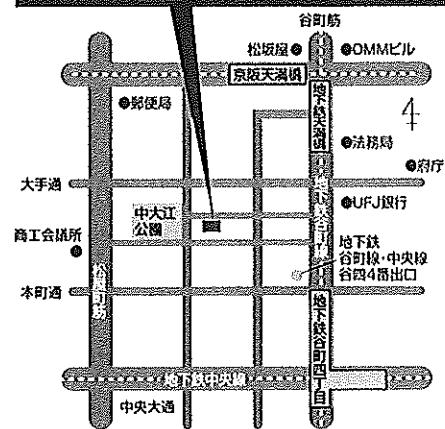
※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話 (06) 6942-8750 (代表) FAX (06) 6942-8751
E-mail:soudan@chosashi-osaka.jp

大阪土地家屋調査士会 会館内



地下鉄谷町四丁目4番出口より徒歩約5分

京阪・地下鉄天満橋駅より徒歩約8分

駐車場の設備はありません。

CONTENTS

第309号 目次

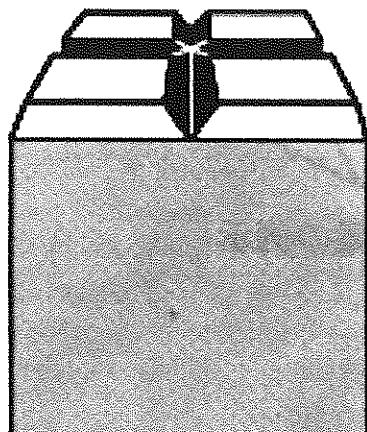
- 4 筆界特定後の境界標識の設置について
一方的に境界標識は設置できるか（境界問題相談センターおおさかの考察）
- 7 第2回会員研修会「自分の思いを正しく伝える方法は？」
専門資格者としてのコミュニケーションスキルを紹介
- 8 法人会員の取り扱い方などテーマに司法書士会との協議会開催
- 9 松岡直武・連合会名誉会長を偲んで
第5代～第8代・現会長からの追悼の記
- 10 松岡さんの主な役職歴と表彰歴
- 13 資料センターおおさか利用規程の一部変更／同センター ポイント運用規程
- 14 新会員研修会受講修了者名簿
- 15 資料地図開示規則一部改正
- 16 大阪土地家屋調査士会補助者運用規程を一部変更／国税庁からのお知らせ
- 17 南支部恒例の今宮戎外部広報 今年は本戎の10日に8名が参加
- 18 政治連盟だより 「あなたの調査士制度」のため本年度も努力します
- 19 大阪青年土地家屋調査士会だより
未来の調査士像を求めて～所得倍増計画～
- 21 公益社団法人大阪公囑協会だより 定時社員総会を開催ほか
- 23 第16～20回常任理事会／第5回～第7回理事会
- 25 平成25年度 近プロスポーツ2大会のお知らせ
- 26 大阪法務局などからのお知らせ
- 28 会員異動 30 業務日誌
- 33 公囑協会の動き／行事予定
- 34 協同組合だより／訃報・おくやみ
- 35 支部別会員数／編集後記

【表紙写真解説】

- 左上 故 松岡直武連合会名誉会長
- 左下 1月10日 南支部・今宮戎外部広報活動をされた皆さん
- 中上 3月15日 外壁を塗装仕直した調査士会館
- 中下 1月15日 床をOAフロアにし、備品のレイアウトを変更した事務局
- 右上 2月5日 第2回会員研修会でコミュニケーションスキルについて講演する、NPO法人日本メディエーションセンター 田中 圭子 代表理事
- 右下 故 松岡直武連合会名誉会長

筆界特定後の境界標識の設置について 一方的に境界標識は設置できるか

境界問題相談センターおおさか



筆界特定後の境界標の設置については、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取り扱いについて（平成17年12月6日民二第2760号民事局長通達）第7筆界特定129（境界標の設置）において「筆界特定をしたときは、申請人及び関係人に対し、永続性のある境界標を設置する意義及びその重要性について、適宜の方法により説明するものとする。」とされている。

つまり、筆界特定がされて、現地に境界標を設置することの重要性は説明できても、筆界特定ができたからとの理由で一方的に境界標の設置はできないものとなっている。境界標（識）が現地に存在することの意義は、隣接当事者間はもちろんのこと、不動産取引上も重要なかつ必要であることは周知のとおりである。しかし現実の問題としては、筆界が特定されても対象土地の申請人と関係人間では特定された現地の筆界点に境界標（識）の設置ができない事案がある。筆界特定はできたが紛争当事者間の感情的問題に加え、妨害物排除等の問題あるいは筆界点位置にある土間化粧タイルの補修、塀の改修などの既存工作物、構造物などの収去や補修等工事に係る問題などが残っているケースがあり、これら問題の未解決から、境界標（識）の設置がより困難となっているケースが見られる。

そこで、大阪法務局筆界特定室と大阪土地家屋調

査士会「境界問題相談センターおおさか」は、上記民事局長通達に基づき筆界特定後の境界標識の設置について、大阪法務局筆界特定室、大阪弁護士会、大阪土地家屋調査士会、大阪司法書士会、境界問題相談センターおおさかによる合同会議（[五者協議会]と称されている）で、筆界特定と調査士会ADRとの連携のあり方の一環として、その具体的な手続き（筆界特定後、引き続きセンターおおさかを利用して境界標識等設置に係る合意を関係当事者間で行い、現地境界標識を設置する（して）合意書（確認書）を作成する。）等を協議する中で「そもそも境界標識は一方的に設置できるのか」という基本的な考え方について、五者協議会の意見として以下のとおり確認された。

ついては、会員の日常業務においても参考になるものと考え、誌面をお借りして掲載させていただくものである。なお、境界標識の設置に関する合意書締結等の相談は「境界問題相談センターおおさか」をご利用くださるよう案内いたします。

（境界問題相談センターおおさか
推進委員長・西田 寛）



一方的に設置された境界標の効力に関するまとめ

境界問題相談センターおおさか
運営委員 弁護士 志和 謙祐

1. 境界標を、隣地所有者の承諾なしに、一方的に設置することができるか？

(1) 通常の場合

「土地所有者がその土地と隣地との境界線上に界標を設置する場合には、民法第223条の趣旨により、隣地所有者がその土地と隣地との境界線上に界標を設置する場合には、民法223条の趣旨により隣地所有者の承諾を要し、その承諾を得られないときは、これが協力を訴求すべきものであると解すべき」（岡山地判昭和35年8月23日）であり、一方的に設置できないことが前提となっている。

隣地者双方で境界がはっきりしている場合には、例えば「被告は原告と費用折半にて別紙図面AB、BDに高さ2メートルの板塀を設置することを承諾せよ」という判決をもらえるよう、訴訟提起することになる（①）。その判決で勝訴が確定すれば、承諾したものとみなされるので（民事執行法第174条1項）、当該承諾を理由に一方的に設置することができる（厳密には、承諾が擬制されているので「一方的」ではない）。

しかし、民法223条は、すでに確定している境界線上に界標を設ける場合の規定であるから、境界が不明な場合には設置できないし、仮に裁判によって設置したからといって、そこが境界線になるわけでもない。境界に争いがある場合には、まず、境界を確定する手続を踏む必要がある。

(2) 筆界特定がされた場合

<筆界特定の効力>

立法段階におけるように行政処分として公定力や第三者効を有するものとはされず、單に行政庁（筆界特定登記官）が現地における筆界の位置についての認識を表示する行為に過ぎないもの。

⇒ 筆界特定に基づく境界線上の境界標ということで、特段の法的効力を与えられてはいない。あくまで、送付嘱託の制度があることから（不動産登記法147条）、筆界特定登記官という公的な機関が法律の規定に基づく慎重な手続きにより、筆界

の位置に関して示した判断として、公の証拠力を有し、重要な証拠資料として境界確定訴訟においても活用されているにすぎないもの。

⇒ このような性質からすれば、筆界特定を経ているからといって、境界標に特段の民事上の効力を認めることはできない。筆界特定手続の結果、隣地所有者双方に争いがなくなれば、①の訴訟提起を行なえばよい。しかし、筆界特定で判断を得てもなお、双方に争いが残っている場合には、境界標を隣地所有者の承諾なしに、一方的に設置することはできず、土地家屋調査士会ADRの利用による設置合意による解決や境界確定訴訟により確定判決を取得する必要がある。

(3) 境界確定訴訟の判決が確定した場合

この場合、境界が確定するので、訴訟当事者は境界線を争うことができなくなる。その結果、①の訴訟提起が可能になり、その判決を踏まえ、強制執行として境界標設置を行なうことは可能。

2. 1で「設置できない場合、どうして杭の設置が一方的にできないのか

1 (1) 記載のとおり。

3. 仮に、設置できないにもかかわらず、強制的に設置した場合、どのような問題があるのか

(1) 強制的に設置した結果、相手方の土地を一部侵害した場合には、所有権に基づく妨害排除請求が認められることになる。下級審の裁判例には、承諾を得ないで標石を境界線上に設置した結果、標石が隣地に三尺（90センチ）ほど侵入した場合には、所有権の妨害になるとして、その除去を命じた例がある（岡山地判昭和35年8月23日）。

(2) 他方、強制的に設置された境界標を法的な手段によらずに抜取した場合、刑法262条の2「境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」に該当する可能性がある。

すなわち、刑法262条の2にいう「土地の境界」とは、法律上あるべき（真の）境界ではなく、「事实上ある境界」を意味する（東京高判昭和61年3月31日）。

これに関連し、石垣が真正な境界標でなくても、これを損壊すれば、境界毀損罪が成立すると判示

した判決（東京高判昭和41年7月19日）がある。

ただし、境界毀損罪が成立するためには、境界を認識することができなくなるという結果の発生することを要し、未だ境界が不明にならない場合には、器物損壊罪が成立するとしても境界毀損罪は成立しないとした判決（最判昭和43年6月28日）がある。

(3) また、強行的に設置された境界標を法的な手段によらず抜取した結果、相手方に損害を及ぼせば損害賠償請求される可能性もある（境界標を廃棄してしまえばその金額、その他慰謝料）。

4. どのような条件が整えば、境界標を一方的に設置できるのか

境界を一方的に設置することはできない。ただし、近隣者が承諾しない場合でも、1で記載したとおり、境界を確定させ（少なくとも当事者間で）、境界標設置の承諾を求める訴訟を提起して勝訴確定判決を得て、承諾をもらったうえで設置できる。

5. そもそも境界標とは何か。杭以外にどのような種類の境界標があるか

民法上の境界標（同法223条）とは、境界を表示すべき物のことであり、人為的に設置される石や木の杭が主であるが、何を用いてもよく（板塀につき、東京地判昭和60年10月30日）、地方の慣習によっては、屋根や沢などが界標となることがある。

ただし、不動産登記規則第77条1項9号が「筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識」に限り、境界標として扱う趣旨を定めることにより、地積測量図の作成の関係では、ほぼ人工的に設置された物に事実上限定されると考えられるが、これは、この局面に即しての

限定である。

境界標の種類としては、

- ・杭（コンクリート杭、プラスチック杭、石杭）
- ・金属標
- ・金属鉢
- ・刻み
- ・屋根筋、沢
- ・板塀
- ・石垣

6. 東京高裁の判決（東京高判昭和41年7月19日）

でいう擁壁（石垣）を壊したときの境界毀損罪という意味は？そもそも、長年擁壁（石垣）裾を境界として互いに認識していたにもかかわらず、石垣を壊したことにより、境界標識として機能していた石垣も壊したから器物損壊罪とともに、境界毀損罪であると判断したものと解してよいか。

同判決は、「右の石垣は町道の敷地の一部に設置されていて、町道と林スマノ所有の隣接宅地との間の真正な境界を確定するためにその土地に設けられたものではないけれども、大正五年ころ以降四十数年の長きに亘り、町道の所有者、管理者たる岬町当局もこれを放置し、林スマノにおいてもこれを土地の境界と信じていたものであり、且つ世人もこれを恰も境界標であるかのように承認してきたことが認められ・・・境界毀損罪にもあたるものと解しなければならない」としている。

これを見ると、一方的に設置された境界標を壊す等すれば、直ちに境界毀損罪に該当するとまでは断言できず、当人同士も、また客観的に見ても境界標として機能していたものを壊した場合には、境界毀損罪に該当することを示したものではない。なお、同様の事例について判示した裁判例はない。

<境界問題相談センターおおさか 和解契約書案の例示>

（例　示）

和解契約書

甲及び乙は、甲が所有する別紙物件目録記載1の土地（以下「土地1」という）と乙が所有する別紙物件目録記載2の土地（以下「土地2」という）との境界について、次のとおり合意した。

- 1 甲及び乙は、土地1と土地2の境界が筆界特定によって示された別紙図面の・・・であることを確認する。
- 2 甲及び乙は、前項の境界を示す境界標として、別紙図面の・・・コンクリート杭を設置することに同意し、本日、設置が完了したことを確認する（別紙写真のとおり）。
- 3 甲及び乙は、・・・

自分の思いを正しく伝える方法は?

専門資格者としてのコミュニケーションスキル

第2回会員研修会で詳しく紹介

平成25年2月5日(火)午後1時30分から、大阪市中央区の「エル・おおさか」で第2回会員研修会が開催され、当日は486名が出席しました。

定刻、富岡隆研修部理事の司会進行で、まず、先日急逝された松岡直武連合会名誉会長(北支部)に出席者全員で黙とうを捧げ、神前泰幸副会長から開会の辞及び今回の研修の趣旨説明があり、松本充弘会長から松岡名誉会長の功績、会長ご本人の病気体験談等のお話がありました。

第1部は、合田洋一綱紀委員会副委員長による「綱紀案件について」の講演で、綱紀事案処理の流れ、抵触する法・会則等の説明があり、「調査士業は規制緩和の激動の中で、業務独占資格制度が議論されている。よって、調査士が業務独占資格者として生き残るためにも、自らを厳しく律する必要があり、遵法精神は欠かせない」、「クレーマーによる事案が過去に比べて増加している」等の説明があり、その後、最近の綱紀事例の説明がありました。

第2部は、NPO法人日本メディエーションセンター・田中圭子代表理事による「専門資格者としてのコミュニケーションスキル～あなたの思いは正しく伝わっていますか？」と題した講演で、自己紹介から始まりNPO法人発足から設立までの経過、活動内容の説明があり、その後、「ルビンの盃による個人の受け取り方の違い」、「資格者に対する一般人の認識の変化」、「ジョニーとパーシー」「非言語と言語」「専門家としての葛藤」等の説明がありました。私個人の印象的な言葉として「人は人を変えられないが、变ろうとする場合は大きなエネルギーと勇気が必要である」と、今まで資格者が説明すれば

納得してもらえると思っていましたが、私の既成概念とは全く逆の説明で、また細部にわたる観察・心遣いに、目からうろこが落ちる思いで拝聴させていただきました。

第2部のコミュニケーションスキルの講演は、第1部の綱紀事案と密接な関係があり、これからの調査士にとって必要不可欠の内容の講演であったと思います。研修部の皆様、ありがとうございました。

そして、合田洋一副本委員長、田中圭子代表理事、有意義な講演をありがとうございました。また次回の講演を楽しみにさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

(広報部理事・中島 芳樹)

第2回研修会 支部別会員出席者数

支 部	会員数	出席者数	出席率
北	120	60	50.00%
西	45	18	40.00%
南	40	11	27.50%
阪 南	75	38	50.67%
天王寺	41	25	60.98%
大阪城	140	63	45.00%
中河内	115	59	51.30%
北河内	89	44	49.44%
豊 能	67	19	28.36%
堺	122	54	44.26%
泉 州	85	37	43.53%
三 島	103	38	36.89%
南河内	45	20	44.44%
計	1087	486	44.71%

土地家屋調査士倫理綱領(第43回・日調連総会制定)

- 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
- 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
- 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。

法人会員の取り扱い方などテーマに 調査士会と司法書士会との協議会を開催



平成25年3月8日(金)午後5時から、大阪司法書士会館で第15回大阪土地家屋調査士会・司法書士会協議会が開催された。

今年度は大阪司法書士会が当番会としての開催で、当会からは、岸田・竹本・神前・中林各副会長、和田・金子・松尾・加藤各部長、松島総務部長代行、川井専務理事の参加となった。松本会長は全国会長会議出席の公用により欠席となった。

当会・岸田副会長からの開会挨拶に始まり、山内大阪司法書士会会长の挨拶のあと協議会に入った。

協議は①法人会員の取り扱いについて②公嘱協会

について③境界問題相談センターおおさかの運用の実情について④オンライン申請について⑤非司法書士及び非調査士行為への対応について⑥火曜会、木曜会について、の6つのテーマを中心に積極的な意見交換を行なった。

特に、法人会員の会としての取り扱いや、オンライン申請の話題に議論が集中した。隣接土業であるが、細かい点での取り扱いや考え方の相違について、積極的な協議を行なった。

(広報部長・加藤 真一)

平成25年度 第74回定期総会のお知らせ

日 時：平成25年5月29日（水）午後1時開催予定

場 所：太閤園（大阪市都島区網島町9-10）

- ・JR東西線「大阪城北詰」駅3号出口から徒歩約1分
- ・地下鉄長堀鶴見緑地線「京橋」駅2番出口から徒歩約5分
- ・京阪電鉄「京橋」駅（片町口）から徒歩約7分

T E L : 06-6356-1110 (代)

松岡直武・連合会名誉会長を偲んで

幅広いご活躍 早すぎる死に各界から惜しむ声

日本土地家屋調査士会名誉会長で大阪会及び大阪公団協会の顧問でもある松岡直武会員（北支部）が、去る1月20日、心膜血腫のため享年67歳で急逝されました。同月24・25日に西宮市の公益社・西宮山手会館で行われた通夜・告別式には、多数の参列者が駆け付け、松岡さんの早すぎる訃報に驚き、惜しむ声があちこちで聞かれ、哀悼の意が表されました。

調査士会会員のだれもがご存知のように、調査士の分野だけでなく実に幅広い分野で活躍され、はかり知らない人脈の多さに、改めて偉大な人材を失った悲しみがこみ上げてきます。広報部では、松岡さんをよく知る4人の元・前・現大阪会会長に、松岡さんとの思い出やエピソードなど、追悼文を寄せさせていただきました。

「調査士」を大切に そして愛された人

第5代会長（平成9年～15年）
加藤 秀治

昭和56年、第36回本会定時総会で、松岡直武さんは第一支部、今でいう北支部から選ばれ、理事となられた。

その後の理事会で、私が広報部長、池田義明次長、松岡直武理事、中嶋征夫理事のメンバーで広報部が結成された。

その折、松岡さんの所属する第一支部の故西口雅晴支部長が「加藤さん、松岡君は以前、読売新聞に勤めていた、文章書きのプロや、役に立つぞー」と、口角泡を飛ばし、鼻をなぜられたことが今も、深く印象に残っている。

私は、最初の部会で、広報部の皆様に「燃えて、燃え尽きるまで頑張ろうや…」と、全員と握手した。その時、みんなの手に熱を感じ、特に松岡さんの手は燃え、手は心なりと感じた。

昭和57年10月6日、読売新聞の朝刊中二面に【不動産の“安心”を守るために 土地家屋調査士は活躍】の見出しで、一般市民に理解いただける内容で調査士制度の説明を掲載し、その下部紙面に277名（当時会員数の29%）の氏名、住所、電話番号を標記し

た名刺広告を入れ、大々的なPR活動を行なった。

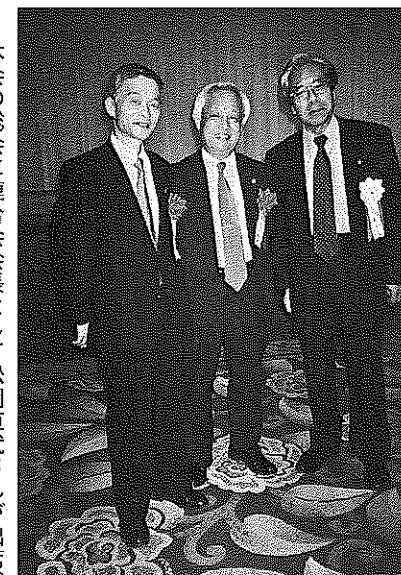
このアイディアは松岡さんの発案であり、読売新聞との折衝も彼の行動力の範疇だった。しかし、この事業に対して大阪法務局は「不当誘致」にあたると、消極的な姿勢を示した。でも、制度のために実施しようとの強い志で、広報部が一丸となって実施した。しかし、もし法務局が強硬に反対した際には、他の広報部の方々には責任を負わすわけにはいかず、松岡さんと私の二人で一切の新聞社の支払い費用約800万円を弁償する約束で取り組み、正に冷や汗ものであった。

後刻、松岡さんと酒を酌み交わすたびに「えらい冒険をしたもんやなア…」と、笑いを交わすこと何度もあった。

その後、松岡さんは連合会の役員に就任し、ある時「加藤さん、資格団体で政治連盟がないのは調査士会だけや。これから、政治連盟のない組織は潰れるぜ、大阪が中心になって政治連盟を創ろうや…」とのことで、全国で最初に大阪会で政治連盟を結成。その後、全国の調査士会の合意により立派な全調政連が結成され、不動産登記法・調査士制度の維持改革に大きな役割を果たしている。松岡さんは、調査士という職業を実際に大切にし、愛された方だと、偲ぶ日々である。

＜祇園精舎の鐘の声

諸行無常の響きあり…＞



旅先の海外でも現地の表示登記制度を研究

第6代会長（平成15～21年）

市原 一勲

松岡直武先生が急逝されたとの訃報に接し、私はただただ驚きを隠せないでいます。昨年の秋、何の会合かは忘れましたが、お会いした際は、すこぶるお元気そうで、連合会長の重責から解放されたことで、ご自身の業務に、また趣味にと楽しく充実した日々を過ごされているかのようにお見受けしていました。そのような中での突然の訃報に、大変残念に思っています。

松岡先生は皆様ご周知のとおり、連合会長を歴任されるなど、主に中央で活躍をされておられました。そのため、晩年はなかなか私との接点がなかったのですが、私が大阪会の会長をさせていただいた関係で、東京での会合でお会いし、また、幸いに平成21年秋に受勲（旭日双光章）の栄に浴しました際には、まるで自分のことのように喜んでください、連合会の方々とともに、ほんとに温かいパ

ティーを催していただきましたこと、ついこの間のように思い出されます。

松岡先生といえば、海外へ旅行に出かけることが好きで、会合でご一緒させていただいた時には、そのお話を調査士業務を語られる時と同じくらい、思いを込めてなさっていたことが思い出されます。

冷戦時代の終結であるベルリンの壁が東西ドイツの市民によって取り壊されようとする歴史的瞬間に立ち会われたこと、さらには、イタリアでは地元警察の取り調べを受けたこと。これは松岡先生が、たまたま（両替やおつりとして）所持されていた紙幣の中に偽札が混じっており、それを知らずに使用されたことによるものですが、その疑いを晴らすことに相当苦労されたというお話が、特に私の中には印象深く残っております。

他方、松岡先生は、海外にお出かけの際には、必ずその国々の表示登記制度がどうなっているのか、あるいは使用されている地図の種類・精度はどのようなものなのかを、熱心に調査・研究をされてきたこともよく知られております。

連合会での松岡先生は、これらの貴重な経験を基に培われた強い指導力とリーダーシップで、連合会

松尾 直武さんの役職歴と表彰歴

◇調査士関係の役職歴

・大阪会関係

- S54年5月～ 支部幹事
S56年5月～ 理事（広報部）
S58年5月～ “（広報部次長）
H1年5月～ “（広報部長）
H7年5月～ 副会長（広報部・企画部担当）
H13年5月～ 相談役
H23年5月～ 顧問
・その他役委員
H1～6年 注意勧告理事会 理事
H5～6年 紛争処理委員会 委員
H7～12年 注意勧告理事会 副会長
H7～22年 支部相談役
H8年～ 経理問題処理委員会 委員長
H8年～ 土地境界問題研究機構委員
H9年～ 苦情処理委員会 委員
“ 露標ネット運営委員会委員長
H22年～ 大阪公団協会顧問
H23年～ 支部顧問
・連合会関係
H5年7月～ 調査要領検討委員
H7年6月～ 研究室研究員

H9年6月～ 常任理事（広報部長）

H13年6月～ 副会長

（この間）内閣府：司法制度改革推進本部嘱託調査員（ADR研究）、法務省：境界紛争解決制度研究会委員、法務省：不動産登記法の改正等に関する研究会委員を歴任

H17年6月～ 会長
H23年6月～ 名誉会長

◇その他の役職等

国際地籍学会・名誉会長（H17～19年度 会長）、日本測量協会・理事、日本測量者連盟（JFS）・理事、日本地図センター・評議員、仲裁ADR法学会・理事、日本マンション学会・総務委員、日本ADR協会・評議員、日本土地法学会・評議員、阪神淡路まちづくり支援機構・運営委員、地籍問題研究会・幹事、大阪大谷大学・非常勤講師（H9年4月～23年3月）

◇表彰歴

- S57年5月 大阪会会長表彰
S63年5月 連合会会長表彰
H2年5月 大阪法務局長（管内）表彰
H7年7月 大阪法務局長（管区）表彰
H11年7月 法務大臣表彰



の発展に寄与されました。そして、調査士制度発展のために、その知識を遺憾なく發揮されました。

私は第一線を退いた身、そして小休止された松岡先生。調査士の未来について、ゆっくり語り合いたいと思っていた矢先の訃報でした。本当に残念でなりません。松岡先生ありがとうございました。次の世界では調査士業務はしばし忘れられ、心おきなく趣味に没頭されることを祈念いたしております。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。

想　い　出

第7代会長（平成21年～23年）

現名誉会長　横山　慶子

松岡先生

先生が逝かれて、もう3か月になりますね。

同じ北支部で、事務所が近いので、よく道でお会いして、取りとめのない立ち話をしました。

また、裁判所の前の道を、ちょっと前かがみのいつもの姿勢で先生が歩いておられるのを、2階の事務所の窓からよく見かけましたよ。

先生とのご縁は、30余年前、私が支部の青年部に入部した時に始まりました。当時、青年部の代表幹事であった松岡先生が、私の結婚式にお花を贈っ

て下さったり、会議で遅くなつた時は、自宅に「遅くなつて申し訳ありません。もう会議は終了しました」と電話をして下さったりと、当初は調査士会における私の保護者（！？）のような兄のような、とても頼りになる存在でした。

時が過ぎ、先生は連合会役員となられ、私も大阪会の役員となり、共に調査士制度を守り、発展させる立場になってからは、叱咤激励をいただきました。

東京での連合会総会には、松岡会長の長い挨拶を楽しみに新幹線に乗りました。また、答弁も長いので、クリアな声で話せるよう、のど飴やキャンディーなどを差し入れると、とても喜んでくださり、他の役員に「大阪会からの差し入れ」と自慢しておられましたね。

この時期は、ほとんど東京にいらっしゃるような状態だったと聞いています。

大阪会の広報部理事を皮切りに、連合会会長までの長きにわたり、土地家屋調査士を愛し、その社会的地位の向上を目指し、命をかけて会務に邁進してこられました。

また、役員であるが故に、日常のご自身の業務も、法に則った厳格な仕事を貫かれました。亡くなられる直前にも、そのような出来事があったと聞いています。



北支部旅行　大韓地籍公社（ソウル）にて

私たちも、今後、襟を正し、先生をお手本としていと思っています。

松岡先生、またいつかどこかでお会いしましょう。その時まで、しばらく、ご機嫌よう。

松岡さん ありがとう

第8代会長（平成23年～現在）

松本 充弘

あの日、弁護士をしている長男（直樹氏）から突然電話をもらった。長男とは面識もない。

「父が亡くなりました」

「いつ亡くなったのですか」

「亡くなった原因は」

「どこで」…あり得ない話を淡々と聞いていました。

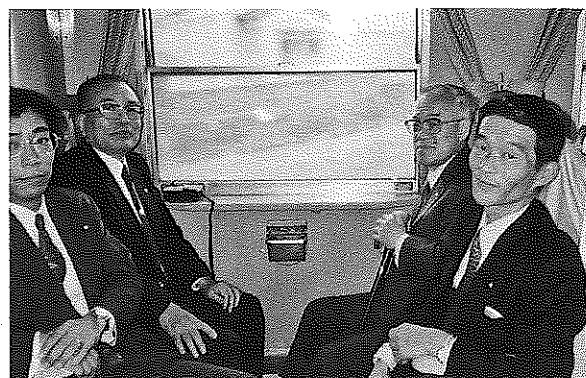
◇

松岡さんは私より下の年齢。でも、調査士の世界では大先輩。顔も見たことのない時から「松岡直武」の名前はよく知っていました。北出張所で調査をすると、彼の作成した地積測量図が繰々と出てきます。どんな人なんだろう？

初めての接点は、生まれて初めてマンションを買ったとき。奈良のマンションでした。売れ残っていたマンションだったので、調査士の顔も見たことがありませんでした。でも代理人は松岡さん。

名前だけを知り、顔も見たこともないまさに「片思い」みたいなものでしたが、あこがれの存在でした。

初めて彼と話したのは大阪会の理事会でした。私は新任の理事。彼は何期も理事をしている広報部の次長でした。最初に話したのは「調査士を開業して



何年くらいで食べられるようになりましたか」「10年くらいですかね」

この松岡さんでさえ苦労しているのだ、と感動さえ覚えたものでした。

それから一緒によく遊びました。旅行が好きでハイにも2度ばかり一緒にきました。まだ初期の携帯電話をもってキラウエアの頂上で、私の携帯電話に電話をしています。今と違って国際電話なんて携帯電話のサービスはありません。

「すぐ近くにいるのに、どうして繋がらないのか」「携帯電話は無線機と違うんや」

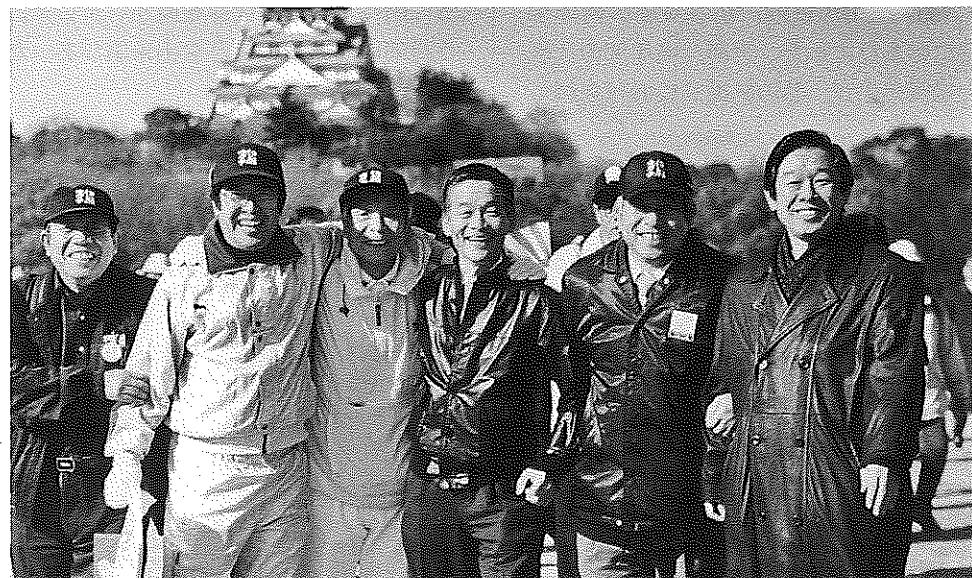
◇

阪神淡路大震災の時、境界の変動なんていう概念も考え出しました。土地法学会やマンション学会でも大活躍をされました。連合会長として、学者先生に調査士のための研究も大いにしていただきました。また、法律改正の時は頑張りました。

まだまだ道半ば。本当に残念です。

今も困った時に「松岡の意見を聞いてみよう」と電話をしそうになります。

ありがとうございました。



資料センターおおさか利用規程の一部変更

変更前	変更後
(目的) 第1条	(目的) 第1条 (同左) <新設> 2 上記資料及び情報は、会員の業務上の利便のため提供するものであって、登録されている資料及び情報のすべてが、閲覧時点で最新で真正である事を保証するものではない。利用者は、自己責任でこれらの資料及び情報を利用しなければならない。
(利用の方法) 第2条 この規程による資料の利用の方法は、閲覧、複写によるものとする。	(利用の方法) 第2条 この規程による資料の利用の方法は、次の二種類とする。 1 閲覧、複写による。 2 本センターが提供する基準点管理システム、資料地図管理システム及び資料バックアップシステム等の各種システム（以下「各種システム」という。）を使用し、インターネットを通じて利用する方法。
<新設> (資料バックアップシステム利用の際に発生するポイント制度について)	第2条の2 本センターの提供する各種システムの内、資料バックアップシステムを利用して資料・情報を取得し又は提供する場合においては、金銭決済に代えポイント授受の方法によりなすことができる。 2 前項におけるポイントの運用方法については別に定める。
(資料の利用に係る業務の休止) 第7条 ……(省略)……やむを得ない事情があるときを除き、……(省略)…	(資料の利用に係る業務の休止) 第7条 ……(省略)……やむを得ない事情がある場合を除き、……(省略)…
(規則の改廃) 第31条 この規程の改廃は、資料センター運営委員会がおこなうものとする。 但し、金銭を伴う改廃については、理事会の決議によるものとする。	(規則の改廃) 第31条 この規程の改廃は、理事会がおこなうものとする。
	附 則 この規程の変更は、平成24年12月11日から施行する。

資料センターおおさかポイント運用規程

(目的)

第1条 資料センターおおさかの提供する資料バックアップシステムにおいて、その利用の際に課される利用料金等については、金銭に代えてポイントによる決済を可能とする。本規定はそれについて必要な事項を定める。

(ポイントの定義)

第2条 会員は資料バックアップシステムを利用して区画整理図等のデータを取得した際に課金される金銭の1円に対し1ポイントを代えて利用することができる。

2 ポイントの利用は資料バックアップシステム内に限る。

3 会員は資料バックアップシステムを利用し資料センターおおさか利用規定第25条にある情報を登録した場合、別に定めるポイントが付与される。

4 会員は資料バックアップシステムに登録された情報を取得した場合、別に定めるポイントを減ずるものとする。

(ポイントの取扱いについて)

第3条 会員がデータ等を登録した際に交付される

ポイントは下記の通りとする。

見取図	0 ポイント
現況測量図	100 ポイント
区画整理図	500 ポイント
耕地整理図	500 ポイント
その他資料	100 ポイント

2 ポイントを会員間において譲渡することはできない。

3 会員がデータ等を取得するのに必要なポイントは前項に従う。

4 会員の保有するポイントがマイナス10,000を超過した場合、現金で精算するものとする。

(利用の停止)

第4条 会員が前条第4項を遵守しない場合、資料センターおおさか利用規定第8条を準用する。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は理事会が行うものとする。

附則

この規則は、平成24年12月11日より施行する。

新会員研修会受講修了者名簿

平成24年度の新会員研修会は会報誌第308号(25年1月号)で既報のとおり、24年12月8・9日の2日間、大阪会新会員研修を行い20名が受講を終えましたが、引き続き、近畿ブロック新人研修会が去る1月26日(土)・27日(日)の2日間、大阪市住之江区南港の「ホテルコスモスクエア国際交流センター」で開催され、大阪会からは21名の新会員が参加されました。

以下は、両研修会を受講・修了された皆さんのが簿です。(カッコ内は支部、敬称略)

◇大阪会・近ブロとも修了者(10名)

牧 重彦(三島)	薄出 茂(北)
中山 隆(南)	池澤 修(大阪城)
松葉 正(阪南)	大野 憲一(豊能)
安永 孝康(南)	奥田 祐次(北)
益岡 亮治(豊能)	和田 浩文(泉州)

◇大阪会のみの修了者(10名)

木下 誠(北)	小竹卯三次(堺)
杉村 光昭(北)	山上 博隆(西)
南口 浩(中河内)	吉本 康延(堺)
大津 拓馬(北河内)	生田 廣(北)
平尾 正(北河内)	長谷川裕紀(三島)

◇近ブロのみの修了者(11名)

濱田 真輝(豊能)	森留 榎雄(中河内)
砂邊 愛尊(三島)	三嶋 智治(中河内)
渡口 優(泉州)	神田 悠(北河内)
二上 判己(中河内)	武下 淳(北河内)
西明寺雄大(泉州)	稻垣 智(阪南)
梅山 薫(大阪城)	

※ 以上のうち、山上博隆会員は22年度の近ブロ新人研修を、杉村光昭・大津拓馬・生田廣・平尾正・長谷川裕紀各会員は23年度の近ブロ研修を、梅山薰会員は23年度大阪会新会員研修をそれぞれ修了されています。

資料地図開示規則一部改正

改 正 前	改 正 後
(資料地図目録の作成) 第5条 資料地図の保管は <u>公共事業部</u> が担当し、整理分類に努め、資料地図開示目録（以下「目録」という。）を作成しなければならない。	第5条 資料地図の保管は <u>社会事業部</u> が担当し、整理分類に努め、資料地図開示目録（以下「目録」という。）を作成しなければならない。
(資料地図開示依頼書) 第8条 会員が前条の依頼を行うには、第1号様式の書面に <u>資料地図開示依頼用証紙</u> （以下「地図証紙」という。）を貼付して本会に提出する。 但し、インターネットを通じて開示する場合は、会員の通信記録をもって書面に代えるものとする。	第8条 会員が前条の依頼を行うには、 <u>第1号様式の書面</u> を本会に提出する。 但し、インターネットを通じて開示する場合は、会員の通信記録をもって書面に代えるものとする。
第3章 地図証紙 (地図証紙の規格等) 第12条 地図証紙の規格・様式は第2号様式とする。	第3章 開示手数料 削除 削除
(地図証紙の発行・頒布) 第13条 地図証紙は本会が発行し、本会事務局において頒布する。	削除 削除
(地図証紙の発行価格) 第14条 地図証紙の発行価格は1枚1,000円とし、 <u>資料地図1枚を開示できる。</u> 但し、インターネットの場合は同額を課金するものとする。	(資料地図の開示手数料) 第14条 開示手数料は <u>資料地図1枚（資料に添付されている各種データを含む）</u> 、1,000円とする。 但し、インターネットの場合は同額を課金するものとする。
(地図証紙の出納) 第15条 地図証紙の出納については、帳簿を備え付け、常時その収支・残高を明確にしなければならない。 2. 会長はいつでも前項の検査を行うことができる。	削除 削除 削除
(地図証紙会計) 第16条 この規則に関する会計は、資料センター特別会計とする。 2. 資料地図の写しの実費及び <u>地図証紙</u> による収入金は、 <u>地図整備対策</u> に要する経費及びこれに関連する事業経費に支出するものとし、これ以外の使途にあてることはできない。	(資料地図会計) 同左 2. 資料地図の写しの実費及び <u>開示手数料</u> による収入金は、 <u>資料地図整備</u> に要する経費及びこれに関連する事業経費に支出するものとし、これ以外の使途にあてることはできない。

改 正 前	改 正 後
	<p>附則 (施行期日) この規則の改正は、平成24年12月11日から施行する。但し、第5条については会則施行期日3項に準ずる。</p>

大阪土地家屋調査士会補助者運用規程を一部変更

現 行	変 更 後
<p>(補助者の使用形態)</p> <p>第2条 2名以上の会員が、同一の事務所（以下共同事務所という。）を設け、補助者を共同して雇用し、使用する場合にあっては、これを共同使用という。</p>	<p>(補助者の使用形態)</p> <p>第2条 補助者の使用形態は、会員が、単独で、1名又は複数の補助者を雇用し、使用するのを原則とする（この場合を「単独使用」という。）。</p> <p>2. 2名以上の会員が、同一の事務所（以下「共同事務所」という。）を設け、1名又は複数の補助者を共同して雇用し、使用する場合にあっては、これを認める（この場合を「共同事務所の共同使用」という。）。</p> <p>3. 共同事務所の共同使用第2項以外の方法で、1名又は複数の補助者を共同して雇用し、使用する場合にあっては、必要とする理由、使用方法、監督方法等を明らかにして、事前に、会長の許可を受けなければならない（この場合を「その他の共同使用」という。）。</p> <p>附則 (施行期日) この規程の改正は、平成25年3月1日から施行する。</p>

法律の改正により
平成25年1月から

**個人で事業や不動産貸付
等を行う全ての方は記帳と帳簿等
の保存が必要になります！！**

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。
詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。



年明けの寒さが続いていた中、快晴という恵まれた天候により少し寒さが和らいだ平成25年1月10日(木)、恒例となりました南支部今宮戎外部広報活動を午後3時から4時ごろまで行いました。

今年は、十日戎の宵戎、本戎、残り戎とともにすべて平日でしたので、本戎である1月10日に予定通り行いました。平日でしたので、人出は例年の本戎ほどではなかったように思いますが、それでもたくさんの人出でにぎわっていました。

場所は昨年と同じ、南海電車「今宮戎」駅と大阪市営地下鉄「大国町」駅とを結ぶ国道25号線の中間地点にあります、関西電力難波営業所前の歩道で行いました。

配布グッズは、今年も昨年と同じ調査士会名入りボールペンにしました。もうこのボールペンも何年配ったことでしょう。今までに相当配った甲斐が



あったのか、配った方から「今年もありがとう」という声がチラホラ聞くことができました。

当支部から平日で、また、公団協会の定時総会と重なったため、会員8名と例年よりは少なかったのですが参加していただき、黄色い法被を着てみんなで一生懸命配りました。

ボールペンは、ご通行中の皆さんのはほとんどが関心をもって受け取っていただけ、数には余裕を持って行きましたが、前年同様、配ることに没頭している内に、いつの間にかなくなっていました。

これまでに結構な回数を重ねてきたこの活動ですが、昨年も申し上げましたとおり、南支部の会員で、今までに一度も参加されていない方は、是非参加してみることをお勧めします。また、他支部の方も、どんなものか一度見に来られてみてはいかがでしょうか。ご自身の広報活動のヒントになるかも知れません。自分の手でPRグッズを渡して受け取ってもらえるというのは、やはりうれしいものです。

その後、例年どおり近所の中華料理店で慰労会と新年会を開催しました。しばし食事と歓談を楽しみ、今年も無事に過ごせるよう、また来年も行えますよう祈念しまして散会しました。

今年も滞りなく終了し、ご協力いただいた会員の皆様、誠にありがとうございました。

(広報担当副支部長・山田 貴弘)

政治連盟だより 「あなたの調査士制度」のため本年度も努力します

ランドセルに押しつぶされそうな「ホッカホカの一年生」を見かける季節となりました。

大阪土地家屋調査士政治連盟は1月1日から12月31日が年度となっており、年度の4分の1が過ぎた中で、3月7日(木)の政治連盟大会で就任した役員が「制度維持・発展」のため、政党・議員に対し地道な活動をしています。

政治連盟の活動は、目に見える成果としてすぐに表面には現れません。

しかし、政治連盟発足10年を経過して、やっと「各都道府県から登記事務の地方移管反対決議」「土地家屋調査士としての入札資格確立」「東北震災復興のための土地家屋調査士が関わる登記業務費用の早速の予算化」「地図整備と土地家屋調査士」などなど進んではいますが、まだまだ油断はできません。十分ではありませんが、調査士関連の動きが国・地方においてスムーズになります。

昨年末の「衆議院選挙」において、政治連盟が推薦した議員(本会には議員の推薦を申し出ましたところ、政治連盟に一任するとの返事がありました)が多く当選しました。その選挙の際には、議員地元の副幹事長・会員の皆さんの協力で「出陣式」「陣中見舞い」「個人演説会」「投開票日夜の当選祝い」に出席してきました。

皆様、ご協力ありがとうございました。

選挙期間中において、特に「業界の発展」「業界の危機感」を見据えている諸団体の「動員力」「資金力」が大変印象的でした。

大阪土地家屋調査士政治連盟は、選挙中ならばこそ取り込むことができる魚を、みすみす見逃してしまうのではないかとの大いなる危機感を感じました。

本会の多くの会員が入会しているならば、もっともっと重厚感のある「土地家屋調査士制度対策活動」ができる存在感がある団体となるでしょう。

夏の「参議院選挙」では、もっと積極的に対応しなければ「たくさんの政治連盟の中の一個」と見られてしまうのではないかと危惧しています。

これまで政治連盟は、役員はじめ政治活動していくだけ方々に相当な金銭的自己負担を強いてまいりましたが、すでに限界を超えております。

いろいろ解決策を探し求めていますが、当然ではございますが、未加入会員の加入で解決されるものであるという当然の帰結に至るものです。

改めて未加入の方の入会を切にお願いいたします。

他方、現状の政連活動を行うにあたっての資金不足を補うための工夫と解決策の検討を続けております。この記事が皆様のお手元に届く頃には、何らかの方向が出ているかもしれません、どうであれ、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、政治連盟会計年度が1月から始まっています。その年度に合わせて、会費納入日を1月末日といたします。

ご負担をお掛けしますが「あなたの調査士制度!」のため、是非ご理解・ご協力をください。

(24年度広報担当副会長・土屋 信幸)

平成25年度 大阪土地家屋調査士 政治連盟役員名簿(敬称略)

会 長	神寶 敏夫(再)	阪 南 支部
副 会 長	仁井 光治(再)	北 支部
同	井上 直次(再)	阪 南 支部
同	玉置 広和(再)	大阪城 支部
同	彦坂 浩子(新)	南 支部
幹 事 長	土屋 信幸(新)	南 支部
会計責任者	加藤 真一(新)	三 島 支部
同職務代行者	雨森 貴一(新)	北河内 支部
監 事	岡田 修二(再)	天王寺 支部
同	辻 隆司(再)	南河内 支部
副 幹 事 長	瀧本 泰明	三好雄二郎
	杉村 光昭(北)	
	吉田龍太郎(西)	
	松田 一郎(南)	
	大塚 哲雄	大柄 和夫(阪南)
	谷山 泰吉	(天王寺)
	下角 訓司	(大阪城)
	森山 泰久	高田 稔(中河内)
	織田 敏秀	小松芳武(北河内)
	小林 教張	古崎 耕也(豊能)
	追抱 三郎	安岡 捷二
	坂田 宏志	(堺)
	向井 利雄	藤田 嘉宣(泉州)
	松本 充司	河村 康弘(三島)
	山本 一博	(南河内)

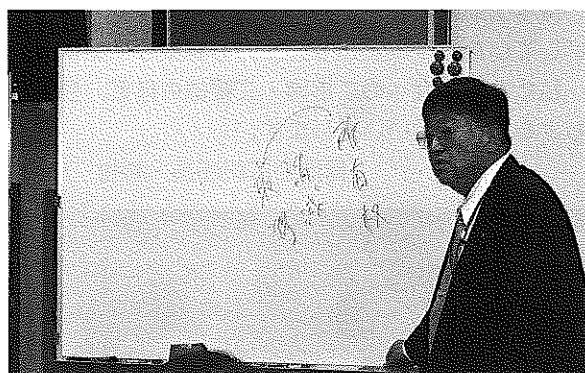
未来の調査士像を求めて —所得倍増計画—

大阪青年土地家屋調査士会だより

初めまして。大阪青年土地家屋調査士会(以下「青調会」という)において新設された広報部の部長を務めさせていただくことになりました北支部の杉村光昭と申します。

青調会は、平成24年4月1日設立後、今日まで皆様のご理解を頂戴しながら少しづつ会員数も増え、研修内容も充実してまいりました。

以下に今年度実施した研修内容をご紹介します。



<研修内容>

- ・第1回 貝塚基線場を使ったトータルステーションの点検 講師：西村 右文先生
- ・第2回 土地家屋調査士が行う資料調査 講師：瀧本 泰明先生
- ・第3回 筆界とその他の境界 講師：駿河台大学法科大学院教授 審金 敏明先生
- ・第4回 土地制度の変遷とわれわれの関わり

- ①～⑤ 講師：井畠 正敏先生
- ・第5回 知っておくべき、競売と任意売却の基礎知識 講師：不動産鑑定士 坂口 由記先生
　　フォトショップの便利な使い方
　　講師：西村 右文先生
- ・第6回 《大阪青年司法書士会との合同研修会》
　　隣接資格者との関わりを考える
　　(パネルディスカッション形式)
　　サイボウズ Live の活用方法
　　講師：正井 利明先生
- ・第7回 その① 法律の仕組みと調査士業務
　　その② 市民法社会における人
　　その③ 紛争の発生、解決
　　その④ 不動産登記制度の仕組みと時効制度
　　講師：井畠 正敏先生

いずれを取っても、私たち新人にとっては、意味のある講義ばかりです。今後は、講師による講義ばかりでなく、会員によるレジュメ作成及びその発表会を企画するなど、講義内容も厳しく、より進化していくこととなるでしょう。

そんな動きが意味あるの？ないの？…そんなこと、私たちにも分かりません。もちろん、今は正しいことと思い前に進んでいます。しかし、新しいことを探す時には、無駄な動きも多くなるものです。

チャレンジできる！それが私たち青調会会員の一番の強みです。



立ちどまらない保険。
MS&AD 三井住友海上

三井住友海上の安心



車両保険 建物保険 人災保険

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
www.ms-ins.com

<新人会員募集>

われわれは新人会員を随時募集しております。入会参加資格は50歳まで、または登録10年未満の大阪会会員であることです。

年会費6,000円。ただし、登録3年未満の会員は初年度のみ年会費は免除となっています。賛助会員としては、どなたでもご入会いただけます。私たちの動きにご賛同いただける先輩先生方のご加入もお待ちしています。(賛助会員も年会費は同じ6,000円です)

<青年土地家屋調査士会 in Osaka >

毎年、全国のどこかで行われている青調会の全国大会が、昨年の札幌大会に続き今年度は大阪で開催されます。

これは、全国の青年会員が集まり、講師による講義を受け、交流する会となっています。土地家屋調

査士の地位向上を目指すには、大阪だけでは不十分で、全国で本気になって動く必要があります。

普段会えない他地域の土地家屋調査士の先生と交流する機会を持つことにより、その地域の事情を知り、理解をし、意見を出し合う!

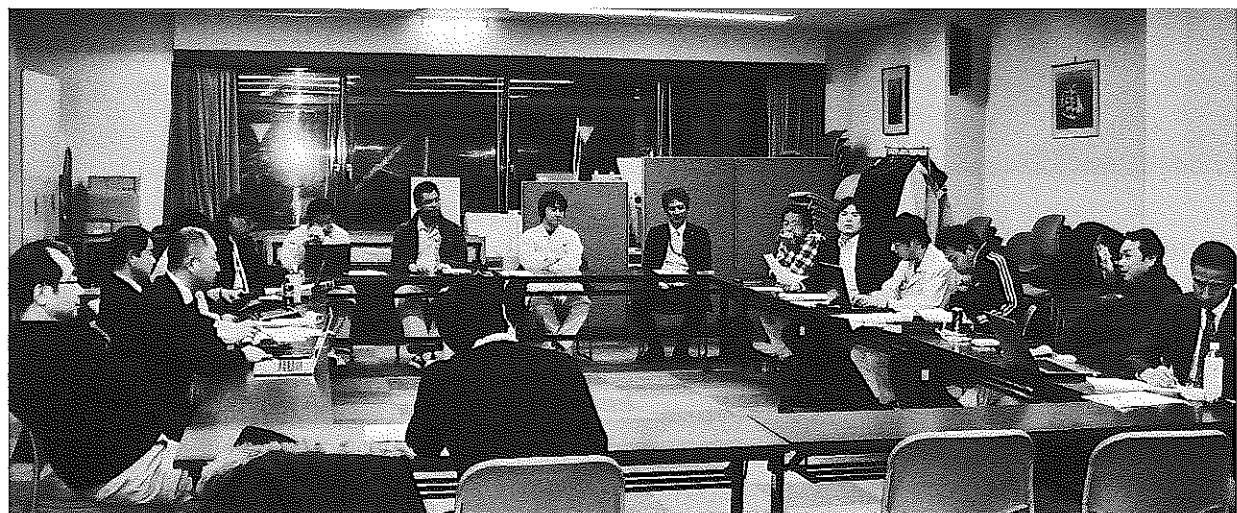
日常業務により、いつしか自分たちの当たり前となっていたことが、他地域の先生方と交流することにより、その考えが当たり前でないことに気付けるのです。

私たちは、この大会(10月19日開催予定)を成功させるべく、業務の合間を縫って日々必死で動いています。しかし、まだまだ手が足りておりません。

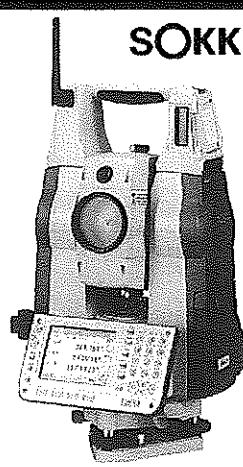
青年土地家屋調査士会の全国大会だけでもお手伝いしていただけるという先生方も募集しています。

私たち青調会へのご指導・ご鞭撻のほど、今後ともよろしくお願ひいたします。

(青調会広報部長・杉村 光昭)



SOKKIA



SRX

光波距離計・GPS測量機・自動追尾トータルステーション
電子トランシット・自動レベル・福井コンピュータ(株)・アイサン
テクノロジー(株)・スチール製品・公害測定機・土質試験機



測量機器販売・修理・レンタル
阪奈測機(株)

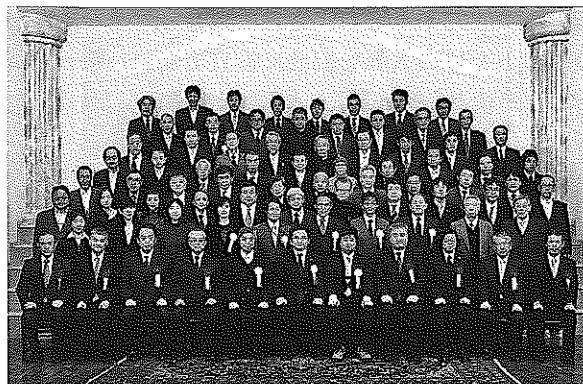
〒575-0054 大阪府四條畷市中新町12-13号
(法務局北側)

TEL 072-877-7609
FAX 072-877-2885

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All,All For One (一人はみんなのために　みんなは一人のために)

第28回定時社員総会を開催 公益社団法人移行祝賀会も



平成25年1月10日(金)午後3時から第28回通常総会を、北区天満橋の「帝国ホテル大阪」で開催し、第28期決算報告承認の件など原案のとおり承認可決されました。

また、同日の午後5時30分から公益社団法人移行祝賀会を開催いたしました。来賓として、大阪法務局から民事行政部総務課長・能勢勝彦様、同部不動産登記部門首席登記官・松本裕樹様をはじめ、箕面市長・倉田哲郎様、東大阪市長・野田義和様、社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会理事長・姜信潤様、大阪土地家屋調査士会会长・松本充弘様、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会长・柳平幸男様、同会副会長・塩川豊様、近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会长(社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長)・寺下能明様、大阪土地家屋調査士政治連盟会長・神寶敏夫様、大阪土地家屋調査士協同組合副理事長・甲斐健児様、公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長・乾卓一郎様、社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長・樋口幹典様、社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長・柳井一恭様、社団法人滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長・熊谷直樹様、日本土地家屋調査士会連合会名誉会長(当協会顧問)・松岡直武様、顧問弁護士・兵頭厚子様、公認会計士・勝山武彦様にご臨席いただきました。

協会顧問 松岡直武様ご逝去

当協会顧問の松岡直武様の突然の訃報(1月20日ご逝去)に接し、協会社員一同、心より哀悼の意を表します。ご功労に敬意を表しますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。



公益社団法人として行う自主事業No.1 登記基準点設置事業について

当協会が測量を実施する際、近傍に公共測量の基準となる基本三角点等が配置されていない場合が多く見られます。そこで、当協会では登記基準点等を補完するため、基本三角点等に準ずる精度を有する登記基準点(土地の表示に関する測量の基準となる点)を、当協会の責任と負担において自主的に設置する事業を行なっています。すでに大東市区域において3点設置いたしました。

なお、本データは当協会のホームページで公開しています。

<http://www.osaka-kousyoku.or.jp/>

大阪公団協会に入会して思うこと…

大阪公団協会は、どんな感じの組織だろうと今一つ判らない方も・・・ということで会報誌第300号から始めましたが、今回も引き続き掲載させていただきます。



天王寺区域 田中 久也

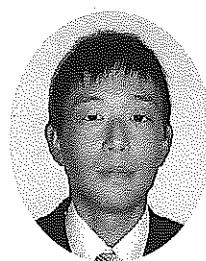
調査士登録10年目の節目に、現区域長からお誘いを受け、平成22年3月に入社させていただきました。当初は、協会についての業務内容が理解できていませんでしたが、区域長、理事、諸先輩等に業務内容を教わり、官庁へパンフレットを持ち、公団協会の啓蒙に行きました。これが、最初に教わった業務内容でした。

官庁にはパイプもなく、ただ仕事柄、境界立会が多くあり、担当者とわずかな面識がある程度でした。今まで、利害関係を持つと良くないと言われてきた立場でしたが、逆に、公団協会に所属することにより、立会に際しても「境界確定測量の仕事を受託させてください。途中で頓挫することはあります」と伝え、より公団協会の啓蒙ができるようになりました。

調査士として仕事をする前は、全く種別の違うサービス産業に従事していましたので、全く別次元の職種に踏み込んでしまったと思っていたしました。しかし、よくよく考えると、共通することが多くあると感じました。人と接し対応することでした。土地は物も言わず、そこにじっとしています。周りが、人間の勝手により変貌するだけです。取り巻く人々の情報を聞きわけ、整理・判断し、選択することは

接客業と何ら変わらないのです。

このことが一番重要で、かつ難しいことは同じでした。調査士の仕事についても、まだまだ未熟です。そして、何より経験と人脈が備わっていません。いろいろなことや研修等に参加し、知識の蓄積、さらに自分のことを知ってもらうことに終始していた10年でした。これからは、さらに精進し、少しできたチヨットだけの人脈を協会に役立てたいと思っています。今後とも諸先輩方、よろしくお願ひいたします。



北河内区域 今村 健太郎

私は、元々調査士事務所出身ではありませんので、調査士業界はおろか、過去の公団協会のことはもっと知りませんので、比較はできませんが、少なくとも私は入会してすぐに、枚方の登記所備付地図作成作業という、大きな仕事につかせていただきましたし、一部の社員が仕事を独占しているような感じは受けませんでした。

まだ入会して間もないで、他区域のことは存じませんが、北河内区域では、区域長が透明性のある担当者選定にしようと尽力されていますし、以前の地図作成作業の仕事も、他区域の先生とも仲間意識が高く、お互いにフォローしながら仕事を進めていましたので、大変な作業ながらも、どこか楽しげにしていると思いました。

私は現在の区域長に誘われて入会しましたが、入って良かったと思っています。これからも地図作成作業の仕事や、その他の仕事が出てきたとき、もしもまたメンバーに選ばれた際には、全力を尽くして取り組み、先方様に喜んでいただき、協会や社会に良い還元ができればと思っています。

測量機械・製図用紙・事務器・自動図化機製図機・気象器・
土木試験機・(株)ソキア光波・セオドライト・レベル・レンタル

各種機械販売及び修理

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

株式会社 大阪西部

TEL 大阪 06(6768)3191(代表)

FAX 大阪 06(6762)9761

第16回常任理事会

平成24年度第16回常任理事会が11月27日(火)午後3時から本会役員室で開催され、次の各事項について審議・協議された。

<出席者・敬称略>松本・岸田・中林・竹本・神前・松島・和田・金子・高橋・加藤・松尾・(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①第5回理事会の議題について
- ②会館大修繕の進捗状況について
- ③事務局PCの進捗状況について
- ④次期定期総会までの日程の確認について
- ⑤本年度の調査士試験合格者に対する合格証書授与式について
- ⑥新年の法務局あいさつについて
- ⑦新年の調査士会互礼会について
- ⑧賀詞交歓会への出席者について
- ⑨綱紀委員会からの報告書の処理について
- ⑩火曜会の議題について
- ⑪資料地図開示規則の変更について
- ⑫政治連盟からの要望事項について
- ⑬常任理事会運営規程の変更について
- ⑭総合紛争・和解あっせん人候補者推薦について
- ⑮その他

第17回常任理事会

平成25年を迎えて最初の常任理事会（第17回）は1月9日(水)午後3時から神戸市の有馬温泉「東急ハーベストクラブ」で開催され、会館大修繕は1月12日から14日まで行われ、2月9日に振替開館する予定など、次の各事項について審議・協議された。

<出席者・敬称略>松本・岸田・中林・竹本・神前・松島・和田・金子・高橋・加藤・松尾・(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①第6回理事会の議題について
- ②会館大修繕の進捗状況について
- ③事務局PCの進捗状況について
- ④中岡先生の叙勲祝賀会について

- ⑤2月21日の名誉役員会について
- ⑥平成25年度予算(案)策定スケジュールについて
- ⑦1月15日の火曜会について
- ⑧補助者規則運用規程の一部変更について
- ⑨不動産登記規則の一部を改正する省令案に関する意見の提出について
- ⑩その他

第18回常任理事会

平成25年1月22日(火)午後1時30分から本会役員室で第18回常任理事会が開催され、各部からの報告事項のあと、次の各事項について審議・協議された。

<出席者・敬称略>松本・岸田・竹本・神前・松島・和田・金子・高橋・加藤・松尾・(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①総合紛争の和解あっせん人の推薦について
- ②法務局から提案のあった茨木市の地図混乱区域解消のための協議会委員の選任について
- ③25年度事業計画案について
- ④会館大修繕及び事務局PCの費用について
- ⑤補助者規程の一部変更の件について
- ⑥その他

第19回常任理事会

2月14日(木)午後3時から、本会役員室で第19回常任理事会が開催され、各部からの報告に続いて、次の各事項について審議・協議された。

<出席者・敬称略>松本・岸田・中林・竹本・神前・松島・和田・金子・高橋・加藤・松尾・井畠・(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①2月26日の第7回理事会の議題について
- ②平成25年度事業計画案及び24年度事業経過報告案について
- ③役員報酬について
- ④3月8日の司法書士会との協議会について
- ⑤3月7日の政治連盟定期大会の出席者について
- ⑥会館大修繕の進捗状況について

- ⑦事務局PCの進捗状況について
- ⑧2月21日の名誉役員会について
- ⑨茨木市の地図混乱区域解消のための協議会について
- ⑩平成25年度の表彰について
- ⑪近畿測量専門学校の卒業式及び入学式への出席者について
- ⑫第3回会員研修会の開催の可否について
- ⑬土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築に関する各ブロック協議会における説明会の開催について
- ⑭苦情処理事案の処理に伴う会長指導の要請について
- ⑮損害賠償保険の従たる事務所の掛金の返還について
- ⑯補助者規程の一部変更の件について
- ⑰会館基金特別会計規則一部変更の件について
- ⑱証紙貼付規則一部変更の件について
- ⑲青年会の事務局設置について
- ⑳事務所変更届未提出会員の対応について
- ㉑期末監査の日程について
- ㉒五事業合同協議会について
- ㉓調査・測量実施要領改訂作業について
- ㉔4月以降の事務局体制について
- ㉕平成25年度予算案について
- ㉖その他

第5回理事会

平成24年度の第5回理事会が12月11日(火)午後3時から本会4階会議室で開催され、会長挨拶のあと各部、支部長会議長らからの報告事項に続き、次の各事項について審議された。

審議事項

- ①第1号議案 役員等選任規程の改正について
- ②第2号議案 「資料センターおおさか利用規程」の改正及び「資料センターおおさかポイント運用規程」の制定について
- ③第3号議案 資料地図開示規則の変更について

第6回理事会

平成25年1月22日(火)午後3時から本会4階会議室で、第6回理事会が開催され、会長挨拶のあと各部、支部長会議長、各種委員会らからの報告事項に続き、次の各事項について協議・審議された。

協議事項

- ①第73回臨時総会において継続審議となった第1号議案のうち「別紙入会金及び会費に関する規定 第6号」に関する今後の取扱いについて
- ②役員報酬を設けることについて

審議事項

- ①第1号議案 「じめんのボタンのナゾ」の冊子購入のための費用の一部を予備費から支出することについて

第7回理事会

2月26日(火)午後3時から本会4階会議室で、第7回理事会が開催され、各部などの報告事項に続き、次の各事項について協議・審議された。

協議事項

- ①平成24年度事業経過報告案について
- ②平成25年度事業計画案について
- ③平成25年度歳入・歳出予算案について
- ④調査・測量実施要領改訂作業について

審議事項

- ①第1号議案 会務運営規則一部変更について
- ②第2号議案 サーバー導入初期費用等の支出承認について
- ③第3号議案 事務局パソコンシステムの保守契約の締結について

- ④第4号議案 会館基金特別会計規則一部変更について
- ⑤第5号議案 証紙貼付規則一部変更について
- ⑥第6号議案 基準点管理システムのバージョンアップに伴う費用の支出承認について

平成25年度 近プロスポーツ2大会のお知らせ

<近プロ親睦ソフトボール大会>

- ・開催日 平成25年10月19日（土）
- ・開催場所 奈良・柏木球技場
(〒630-8031 奈良市柏木町225番地の1 ☎0724(34)3585)

<近プロ親睦ゴルフ大会>

- ・開催日 前夜祭 平成25年11月10日（日）
ゴルフ大会 平成25年11月11日（月）
- ・開催場所 朝日ゴルフクラブ白浜コース
(〒649-2104 和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎768 ☎0739(47)1230)

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい 一桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。
(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階
TEL 03-5282-5166 FAX 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社迄お問い合わせをお願い致します。

大阪法務局などからのお知らせ

■ 登記手数料が改定されます

登記事項証明書の交付請求等に係る登記手数料が平成25年4月1日(月)から一部引き下げられます。(改定手数料の一覧は済ネットに掲載されていますので参照してください)

この登記手数料の改定に伴い、現在、手数料単価が500円である登記事項要約書、閲覧(不動産・商業)、印鑑証明書、証明(地図等情報)及びその他の証明については、単価が450円に引き下げられるため、50円券の収入印紙の需要増が見込まれます。

しかし、日本郵便株式会社によると、50円券の収入印紙は、これまで需要の少ない券種であり、現在市中に流通している量は僅少であるため、25年度当初においては当該印紙の不足が懸念されます。

現在、法務省民事局から日本郵便会社に対し、当面の措置として3月末までに各登記所の印紙売りさばき所等へ相当量の50円券の収入印紙を配布するよう依頼しています。会員の皆様には、この現状にご理解いただき、購入にあたっては当分の間、必要数にとどめるなどご協力をお願いいたします。

■ 神戸地方法務局における

登記相談事務の取り扱いについて

神戸地方法務局では、商業・法人登記事務の集中化などの施策により、職員が担当業務の審査事務等に専念し、登記事務を適正・迅速に遂行するよう努めていますが、登記相談事務には、有資格者等からの高度な法律的判断を必要とする内容の相談・照会に対し、専門的機関として十分な検討を尽くし、的確な対応・回答が求められます。

このように、審査事務の適正・迅速処理に与える影響を最小限にとどめるよう、効率的に対応する必要があります。

当局では、従前から登記相談に対する照会票の提出をお願いしていますが、4月1日(月)から次のとおり取り扱うことになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 登記相談の予約

来庁相談については、事前に相談日時の予約をお願いします。

2. 登記関係照会票の提出

土地家屋調査士、司法書士等の有資格者からの相談については、必ず登記関係照会票(別掲様式参照)の提出をお願いします。(原則として電話相談はお受けできません)なお、登記関係照会票には、必ず照会者意見を記載願います。

3. 登記関係照会票の受付等

提出方法については、郵送・FAX等でも差し支えありません。提出に際して口頭説明を行う場合等、相談を希望する場合には、事前に電話等により登記相談の予約をお願いします。

4. 回答

各登記所の相談担当者から、おおむね2日以内に回答します。(複雑・困難な事案を除く)

■ 和泉市の土地閲覧台帳の 閲覧項目等を変更

和泉市総務部税務室では、個人情報保護法の施行及び住民基本台帳法の一部改正並びに課税情報の適正な利用の観点により、4月1日から土地閲覧台帳の閲覧項目等を下記のとおり変更します。

<変更点>

	閲覧内容	手数料	コピー等
変更前	・所在地 ・地番 ・登記地目 ・登記地積 ・氏名	1冊200円	筆記以外は不可
変更後	・所在地 ・地番 ・登記地目 ・登記地積	無料 (窓口に備付け)	コピー、 デジカメ撮影可能



登記関係照会票

照会日 平成 年 月 日

照会者	<input type="checkbox"/> 司法書士	<input type="checkbox"/> 土地家屋調査士	<input type="checkbox"/> 官公署
	氏名		
	電話番号		
回答	1 電話でよい。		
	2 窓口で説明を受けたい。		
前回照会時の法務局担当者			
照会の内容			
標題	について		
内 容	(内容)		
	(照会者意見) ※必ず記入してください。		
回答			
提出資料	・戸(除)籍		
	・定款		
・登記事項証明書又は要約書			
・その他()			

※ 照会者意見欄には、可能な限り参考となる先例、通達等を記載願います。

※ 参考資料等があれば併せて提出するとともに、資料が大量になる場合は、持参等願います。

会員異動 (H25・3・1現在)

入会者 (14名)				
氏名	登録番号	支部	入年月会日	事務所所在地・電話・FAX番号
益岡亮治	3173	豊能	24・12・3	〒563-0048 池田市呉服町9番20号 ☎072-737-7150 ☎072-737-7160
和田浩文	3174	泉州	24・12・3	〒599-0205 阪南市新町87番地の1 ☎072-457-4727 ☎072-471-6328
三嶋智治	3175	中河内	24・12・10	〒547-0077 大東市三箇3丁目3番6号 ☎072-873-0062 ☎072-873-0062
渡口優	3176	泉州	25・1・10	〒594-0071 和泉市府中町2丁目3番25号201 ☎0725-46-2788 ☎0725-46-2789
神田悠	3177	北河内	25・1・10	〒571-0078 門真市常盤町6番18号 ☎072-885-1481 ☎072-885-1671
福田匠治郎	3178	北河内	25・1・10	〒572-0029 寝屋川市寿町1番7号 ☎072-835-9206 ☎072-835-9207
二上剛己	3179	中河内	25・1・10	〒581-0013 八尾市山本町南3丁目3番5号 ☎072-990-6174 ☎072-990-6175
武下淳	3180	北河内	25・1・10	〒572-0827 寝屋川市萱島本町2番14号 ☎072-822-4111 ☎072-825-1415
西明寺雄大	3181	泉州	25・1・10	〒596-0046 岸和田市藤井町1丁目14番35号 ☎072-444-6267 ☎072-444-9822
佐藤俊輔	3182	大阪城	25・1・10	〒540-0037 大阪市中央区内平野町一丁目2番9号 ☎06-6941-7345
稻垣智	3183	阪南	25・1・10	〒558-0041 大阪市住吉区南住吉二丁目4番5号 ☎06-6608-8332 ☎06-6608-8322
木村興希	3184	阪南	25・2・1	〒558-0014 大阪市住吉区我孫子三丁目2番1号 ☎06-6696-5066 ☎06-6696-5113
羽入敦子	3185	中河内	25・2・12	〒581-0013 八尾市山本町南一丁目5番21号 ☎072-920-7176 ☎072-920-7182
水野祐介	3186	南河内	25・3・1	〒584-0073 富田林市寺池台3-6-11 ☎0721-26-9611 ☎0721-26-9621

事務所変更 (15名)

氏名	登録番号	旧支部	新支部	届年月	出日	新事務所所在地・電話・FAX
山本照夫	3168	西	西	24・10・10		〒550-0005 大阪市西区西本町一丁目10番10号 ☎06-6533-5522 ☎06-6536-7798
武村勝文	2123	阪南	豊能	24・10・24		〒560-0084 豊中市新千里南町3丁目6番 A3-310 ☎06-6170-8853 ☎06-6170-8854
藤田英二	1312	三島	三島	24・11・7		〒569-0004 高槻市上牧南駅前町6-19-102 ☎072-669-9513 ☎072-669-9523
和田朝博	1282	豊能	豊能	24・11・14		〒560-0055 豊中市柴原町1丁目1番10号 ☎06-6852-1049 ☎06-6841-5460
安永孝康	3170	南	天王寺	24・12・19		〒543-0017 大阪市天王寺区城南寺町 5番34-303号 ☎06-7163-3443
樋渡昭夫	2818	堺	南	24・12・20		〒556-0004 大阪市浪速区日本橋西 2丁目7番10号 ☎06-6648-1500 ☎06-6648-1501
関戸正司	2460	阪南	阪南	25・1・9		〒558-0051 大阪市住吉区東粉浜3丁目24番6号
内西秀暢	3158	北	大阪城	25・1・11		〒541-0046 大阪市中央区平野町2丁目2番7号 北浜コンソール705 ☎06-4708-5371 ☎06-4708-5372
田中伸樹	2999	堺	堺	25・1・18		〒599-8125 堺市東区西野446番地3 ☎072-236-1122 ☎072-236-1122
宗宏一	2561	大阪城	北	25・1・21		〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目5番4号 千代田ビル西館 ☎06-6940-6630 ☎06-6940-6631
横山幸一郎	2021	北	北	25・1・25		〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目6番29号 神原ビル2階
砂邊愛尊	3159	三島	三島	25・2・1		〒569-0071 高槻市城北町1丁目14番17-603号
久保加奈子	3073	泉州	泉州	25・2・7		〒590-0414 泉南郡熊取町五門東2-7-12 久保ビル203号 ☎072-468-9114 ☎072-468-9115
西村和也	2960	北	北	25・2・25		〒530-6015 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー15階 エムアイ法務事務所内
石井康信	2267	大阪城	北	25・3・1		〒534-0032 大阪市都島区都島中通二丁目 25番5号 ☎06-6925-7570 ☎06-6925-7570

退会者など(業務一時中止を含む) (11名)					
氏名	登録番号	支部	届年月	出日	退会理由
宮 勝重	2930	北	24・12・13		滋賀会へ
樋口 剛	2895	阪南	24・12・28		長期休業
久保田 香一	1646	泉州	24・12・28		業務廃止
高杉 昭規	1150	北	25・1・11		業務廃止
額田 靖之	2719	西	25・1・11		長期休業
岡田 紳治	2126	堺	25・1・16		業務廃止
中 雅信	1446	西	25・1・25		長期休業
浅野 昭夫	1787	大阪城	25・1・30		長期休業
淺埜 正明	2085	豊能	25・1・31		業務廃止
飛田 哲佑	1388	北河内	25・2・12		長期休業
竹野 昭徳	1752	堺	25・2・26		業務廃止

業務日誌

◇ 12 月 ◇

- 3日 • 入会面談(会館) 藤澤・相澤各総務部理事
• 総務部会(会館)
• 中岡博之会員黄綬褒章受章記念パーティー打ち合わせ(同会員事務所) 竹本・中林各副会長、小林豊能支部長
- 4日 • 業務部会(会館)
• インターンシップ講師会議(会館)
• 産学交流学術研究委員会(会館)
• 事務局C P P T会議(会館)
• 筆特相談室出向(法務局本局) 仁井相談員
- 5日 • 非調査士活動排除委員会打ち合わせ(会館)
• 近プロ業務部会(会館) 神前副会長、金子業務部長
- 6日 • 新会員研修会打ち合わせ(会館) 高橋研修部長
• 会館修繕P T打ち合わせ(会館)
• 東税務署との打ち合わせ(会館) 和田財務・金子各部長

- 近プロ紛議調停委員長会議(会館) 柏木委員長
- 筆特相談室出向(法務局本局) 大道相談員
- 第8回「専門家による合同市民無料相談会」(北区民センター) 加藤広報部長、藤井同部副部長、濱田・中島各理事
- 総合紛争解決センターH A R G条約対応検討P T会議(大阪弁護士会館) 谷川委員
- 7日 • 近プロ正副会長会議(会館) 松本会長
- 8日 • 新会員研修会(9日も、会館)
- 10日 • 非調査士活動排除委員会(会館)
• 資料センター運営委員会(会館)
• 調査士試験合格証書交付式(法務局本局) 岸田副会長・加藤部長・松島総務部長代行
- 新会員研修会で法務局へのお礼(法務局本局) 高橋部長
- 11日 • 第4回理事会(会館)
• 支部長会(会館)
• 綱紀委員会(会館)
• 綱紀委員会第3班会議(会館)
• 筆特相談室出向(法務局本局) 奥須賀相談員
• その他(法務局本局) 金子部長

- 12日 ・総合研究室（会館）
・苦情処理現地確認（大阪市西区）佐古委員長
- 13日 ・第2回会員研修会打ち合わせ（会館）
・三重会ADRセンター視察と勉強会（会館）
西田委員長
・筆特相談室出向（法務局本局）井上（直）
相談員
- 14日 ・研修部会（会館）
・財務部会（会館）
- 17日 ・筆界特定制度五者連絡協議会（会館）
・境界問題相談センターおおさか運営委員会
(会館)
・非調事業案処理会議（会館）
・五者連絡協議会打ち合わせ（法務局筆界特定室）金子部長、西田委員長
・元会員事務所確認 松島部長代行
- 18日 ・協同組合部長会（会館）野間財務部理事
・筆特相談室出向（法務局本局）雪本相談員
・総合紛争解決センター研修部会（地鶴料理
飛鳥）
- 19日 ・公共事業部会（会館）
・入会面談（会館）岸田副会長、松島部長代
行、藤澤・相澤各理事
- 20日 ・事務局CPT会議（会館）
・会館修繕打ち合わせ（会館）正井研修部副
部長
・筆特相談室出向（法務局本局）谷内田相談員
・表示登記実務研究会打ち合わせ（法務局本
局）金子部長
・基準点更新データの貸与（八尾市役所）松
尾公共事業部長
- 21日 ・綱紀委員会第2班会議（会館）
・職員との意見交換会（会館）
- 22日 ・センター滋賀・司法書士会調停センター合
同研修会（コラボしが）西田委員長、高橋
部長、正井副部長
- 25日 ・苦情処理委員会第4班会議（会館）
・筆特相談室出向（法務局本局）和田（久）
相談員
- 26日 ・第7回表示登記実務研究会（会館）
・入会面談（会館）
- 27日 ・筆特相談室出向（法務局本局）木下（孝）
相談員
・総合紛争解決センターHague条約対応検討
PT会議（大阪弁護士会館）谷川委員

◇ 1 月 ◇

- 7日 ・法務局ほか新年挨拶 松本会長、中林・竹
本・神前各副会長、和田・金子・高橋・松
尾各部長、松島部長代行
- 8日 ・筆特相談室出向（法務局本局）吉田（正）
相談員
・業務打ち合わせ（会館）金子部長
- 9日 ・日本公認会計士協会近畿会新年互礼会
(リーガロイヤルホテル) 中林副会長
・常任理事会（10日も、東急ハーベストクラ
ブ神戸有馬）
- 10日 ・筆特相談室出向（法務局本局）桑野相談員
・府社会保険労務士会新年互礼会（シェラト
ン都ホテル大阪）竹本副会長
・(社)府宅地建物取引業協会新年互礼会（ホ
テル阪急インターナショナル）中林副会長
・大阪公嘱協会新年互礼会（帝国ホテル大
阪）松本会長
- 11日 ・境界鑑定委員会（会館）
・近畿税理士会新年互礼会（帝国ホテル大
阪）松本会長
・府行政書士会新年互礼会（ハイアットリー
ジエンシー大阪）神前副会長
- 15日 ・協同組合部長会（会館）野間理事
・近プロ広報打ち合わせ（会館）加藤部長、
山脇委員長、加藤（充）三島支部副支部長
・筆特相談室出向（法務局本局）和田（眞）
相談員
・府建築士事務所協会新年互礼会（シェラト
ン都ホテル大阪）中林副会長
・火曜会（法務局本局）
- 16日 ・入会面談（会館）藤澤・相澤各理事
・(社)全日本不動産協会府本部新年互礼会
(ホテルニューオータニ大阪) 中林副会長
・業務打ち合わせ（法務局本局）金子部長
- 17日 ・総務部会（会館）
・資料センター運営委員会（会館）
・筆特相談室出向（法務局本局）辻田（次）
相談員
・第9回マンション管理支援機構常任委員会
(住まい情報センター)
- 18日 ・近プロ境界鑑定委員会（会館）
- 21日 ・研修部会（会館）
・業務部会（会館）
・業務部・研修部合同部会（会館）

- ・綱紀委員会第2班会議（会館）
- ・公共事業部会（会館）
- ・(社)日本測量協会関西支部賀詞交換会（葉業年金会館）神前副会長
- 22日 ①・常任理事会（会館）
②・第6回理事会（会館）
③・筆特相談室出向（法務局本局）金谷相談員
- 23日 ①・第8回表示登記実務研究会（会館）
②・総合研究室（会館）
③・綱紀委員会第3班会議（会館）
④・茨木市耕地整理完了地区についての打ち合わせ（法務局本局）竹本副会長、金子・松尾各部長
- 24日 ①・筆特相談室出向（法務局本局）藤田（重）相談員
②・松岡直武会員（北支部）通夜 松本会長
③・総合紛争解決センター支援運営委員会（大阪弁護士会館）
④・総合紛争解決センター研修部会（大阪弁護士会館）
- 25日 ①・松岡直武会員（北支部）告別式 松本会長
- 26日 ①・兵庫会との合同支部長会（兵庫会会館）
②・近プロ新人研修（27日も、ホテルコスモスクエア国際交流センター）
- 28日 ①・広報部会（会館）
②・近畿不動産鑑定士協会連合会・（社）府不動産鑑定士協会新年互礼会（ザ・リッツ・カールトン大阪）岸田副会長
③・日本司法支援センター大阪地方協議会（大阪弁護士会館）中林副会長
- 29日 ①・事務局CPT会議（会館）
②・苦情処理委員会（会館）
③・筆特相談室出向（法務局本局）藤原（秀）相談員
④・大阪司法書士会制度140周年記念祝賀会（リーガロイヤルホテル）松本会長
⑤・総合紛争解決センターハーヴィング条約対応検討PT会議（大阪弁護士会館）谷川委員
- 30日 ①・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
②・同センター運営委員会（会館）
③・入会面談（会館）
- 31日 ①・研修部録画機材テスト打ち合わせ（会館）
②・ADR特別研修教材DVD点検（会館）高橋部長
③・筆特相談室出向（法務局本局）竹内（秀）相談員

◇ 2月 ◇

- 1日 ①・近プロ各会正副会長会議（会館）
- 5日 ①・苦情相談事案の処理（会館）佐古委員長
②・会員研修会（エル・おおさか）
- 6日 ①・選挙管理委員会（会館）
②・筆界特定制度推進委員会（会館）
③・北河内支部三者協議会（枚方出張所）佐藤公共事業部理事
- 7日 ①・境界鑑定委員会（会館）
②・財務部会（会館）
③・筆特相談室出向（法務局本局）守護相談員
- 8日 ①・総務部会（会館）
②・澪標ネット運営委員会（会館）
③・総合紛争解決センター支援連絡委員会（会館）
④・会務処理（会館）岸田副会長、和田部長、松島部長代行
⑤・CSSとの打ち合わせ（会館）神前副会長、和田部長
- 9日 ①・第8回ADR特別研修（基礎研修）（11日まで、会館）高橋部長
- 12日 ①・綱紀委員会第2班会議（会館）
②・広報部・公共事業部合同部会（会館）
③・苦情案件処理（会館）佐古委員長
④・筆特相談室出向（法務局本局）谷内田相談員
- 13日 ①・入会面談（会館）松島部長代行
②・資料センター運営委員会（会館）
- 14日 ①・常任理事会（会館）
②・筆特相談室出向（法務局本局）二ノ宮相談員
③・第10回マンション管理支援機構常任委員会（住まい情報センター）
- 15日 ①・総合研究室（会館）
②・「測量の日」記念事業打ち合わせ（国土地理院2号館）藤井副部長
- 18日 ①・業務部会（会館）
②・研修部会（会館）
③・業務部・研修部合同部会（会館）
④・支部長会（会館）
⑤・会員紹介センター運営小委員会（会館）
⑥・会務処理（法務局本局）金子部長
- 19日 ①・立命館大学寄付講座講師会議（会館）
②・苦情処理打ち合わせ（会館）佐古委員長
③・綱紀委員会第3班会議（会館）
④・協同組合部長会（会館）野間理事
⑤・筆特相談室出向（法務局本局）荒平相談員
⑥・会員章証紙頒布所表敬訪問（中河内支部管

- 内颁布所) 野間理事
 ・総合紛争解決センター研修部会(大阪弁護士会館) 正井副部長、谷川委員
- 20日 ・第2回会員研修会ビデオ研修会(会館)
 ・千葉会資料センター視察来会(会館) 神前副会長、瀧本委員長、佐々木副委員長
 ・会員章証紙領布所表敬訪問(南河内支部管内颁布所) 三村財務部副部長
 ・会員章証紙領布所表敬訪問(堺・泉州支部管内颁布所) 和田部長
 ・総合紛争解決センター臨時財務委員会(大阪弁護士会館) 中林副会長
- 21日 ・常任理事会(会館)
 ・筆特相談室出向(法務局本局) 雨宮(國) 相談員
 ・名誉役員会(シティプラザ大阪)
- 22日 ・綱紀委員会第2班会議(会館)
 ・会員管理システム打ち合わせ(会館) 神前副会長、松島部長代行、正井副部長
 ・茨木市耕地整理完了地区についての打ち合わせ(法務局本局)
- 23日 ・近プロ正副会長会議(料亭・天繫) 松本会長
 ・中河内支部会員事務所訪問 相澤理事
 ・吉岡一也会員(北支部)尊父通夜 藤澤理事
- 24日 ・大阪城支部会員自宅訪問 相澤理事
- 25日 ・オンライン登記申請促進PT委員会(会館)
 ・職員との意見交換会(会館) 岸田副会長、和田部長・松島部長代行
 ・吹田市との災害協定締結打ち合わせ(吹田市)竹本副会長、松本三島支部長、加藤(幸) 相談役
- 26日 ・第7回理事会(会館)
 ・筆特相談室出向(法務局本局) 大塚相談員
 ・筆界特定室長との打ち合わせ(法務局本局) 神前副会長、金子部長
- 27日 ・入会面談(会館) 松島部長代行、藤澤・相澤各理事
 ・総務部会(会館)
 ・産学交流学術研究委員会(会館)
 ・寄付講座講師会議(会館)
 ・会員章証紙領布所表敬訪問(北河内支部管内颁布所) 中林副会長
- 28日 ・筆特相談室出向(法務局本局) 竹本(貞) 相談員
 ・年次研修会のためのビデオ収録(板野弁護士事務所)

公団協会の動き

◇ 12月 ◇

- 3日 ・入会希望者面接(協会) 山脇総務部長、三好事務局長
 ・第2回常任理事会(協会)
- 9日 ・大阪土地家屋調査士会新会員研修会(調査士会館) 松原理事長
- 13日 ・第3回理事会(エル・おおさか)
- 17日 ・近公連理事長会議(協会) 松原理事長

◇ 1月 ◇

- 7日 ・大阪法務局へ新年挨拶 松原理事長
- 8日 ・入会希望者面接(協会) 山脇部長、三好事務局長
 ・第3回常任理事会(協会)
- 10日 ・第28回定期社員総会(帝国ホテル大阪)
 ・公益社団法人移行祝賀会(帝国ホテル大阪)
- 17日 ・第1回ビデオ説明会(協会)
- 24日 ・第2回ビデオ説明会(協会)
- 31日 ・第3回ビデオ説明会(協会)
 ・第2回業務部会(エル・おおさか)

◇ 2月 ◇

- 4日 ・第4回常任理事会(協会)
- 6日 ・近公連理事長会議(協会) 松原理事長
- 14日 ・第4回理事会(エル・おおさか)
 ・第1回指導研修部会(エル・おおさか)
- 19日 ・全公連研修会(20日も、東京)松原理事長、横山副理事長、船原業務部長
- 26日 ・京都公団協会総会(ホテルグランヴィア京都) 松原理事長
 ・地籍調査グループ会議(協会)
- 28日 ・第3回業務部会(協会)

行事予定

◇ 4月 ◇

- 6日(土) 第8回ADR特別研修(考査)
- 17日(水) 理事会
- 19日(金) 三島支部総会
- 26日(金) 南支部総会
 阪南支部総会
 天王寺支部総会

堺支部総会
泉州支部総会

◇ 5 月 ◇

7日(火) 大阪城支部総会
8日(水) 北河内支部総会
9日(木) 南河内支部総会
10日(金) 北支部総会
中河内支部総会
13日(月) 豊能支部総会
21日(火) 常任理事会
24日(金) 協同組合総代会(会館)
27日(金) 常任理事会
29日(水) 第74回定期総会(太閤園)

◇ 6 月 ◇



協同組合だより

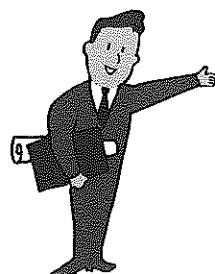
総務部 からのお知らせ

平成24年12月から平成25年2月13日までに組合に新規加入が承認されたのは次の皆さん。(敬称略)

地域	氏名	事務所電話番号
豊能 地域	益岡 亮治	072-737-7150
泉州 地域	和田 浩文	072-457-4727
泉州 地域	渡口 優	0725-46-2788
北河内地域	神田 悠	072-885-1481
阪南 地域	稻垣 智	06-6608-8332
北河内地域	武下 淳	072-822-4111
北河内地域	福田匠治郎	072-835-9206

平成25年2月13日現在

組合員総数 906名
本会会員数 1,086名



計報



北支部
尹炳仁会員
平成24年12月19日ご逝去
(享年41歳)

▽平成15年2月3日入会



北支部
松岡直武会員
平成25年1月20日ご逝去
(享年67歳)

▽昭和45年5月13日入会
(調査士関係の役職歴・表彰

は別掲の松岡連合会名誉会長を偲ぶ記事欄を
参照)

*謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます



おくやみ申し上げます

▽五藤三千子さん(豊能支部 五藤克典・母堂、24年11月16日没、87歳) ▽西明寺小重さん(泉州支部 西明寺講治・母堂、12月8日没、92歳) ▽瀧本明敏氏(北支部 瀧本泰明・尊父、12月28日没、82歳) ▽関梅野さん(南河内支部 関健三・母堂、25年1月1日没、92歳) ▽鈴木正九郎氏(南河内支部 今西眞佐美・尊父、1月13日没、79歳) ▽松島學氏(大阪城支部 松島稔・尊父、1月28日没) ▽梶谷スヘ子さん(三島支部 梶谷信・母堂、2月14日没、94歳) ▽吉岡正一氏(北支部 吉岡一也・尊父、2月21日没、84歳)

計報の対応について

1. 事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

編集後記

◆記事にもありました、松岡連合会名誉会長が1月に亡くなられました。松岡名誉会長は大阪会の役員時代に広報部理事も担当されていました。当時から現在につながる、あらゆる事業の根源に松岡さんが大きく存在します。後輩理事として大先輩の実績に敬意を表するとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。

広報部長を拝命して早や一期が過ぎようとしています。松本会長の執行部一員として怒濤のような任期でした。会長はあらゆる事業の合理化と財政の適正化を強く切望され、1年目は合理化を、2年目の本年度は適正化を意識した広報事業をしてきたつもりです。次年度からはこれら改革を確に、積極的な広報活動計画を立案中です。次年度、広報部は公共事業部と一体化され社会事業部として生まれ変わります。社会貢献も視野に入れ、一層の努力を惜しまない活躍に期待してください。

(加藤)

◆本年度、最終の会報発行となりました。本年度も各種広報事業、登記相談等の各種広報事業を行いました。また、『じめんのぼたんのなぞ』の取材のため、富山市で開催された中部ブロック総会に参加したことも思い出深い出来事です。

本会理事として2期目を終わろうとしています。広報部副部長として会員の皆様のお役に立ったかどうか、反省点ばかりが残っていますが、皆様に支えられて、何とか任期を務めることができました。ありがとうございました。(藤井)

◆皆様、平素は広報事業にご協力いただき、ありがとうございます。早いもので、あっという間に4

支部別会員数(H25・3・1現在)					
○内数字は法人会員数					
支部	会員数	増減	支部	会員数	増減
北	121④	-4	北河内	88①	+1
西	45④	-1	豊能	67	0
南	40①	0	堺	121	-4
阪南	75③	+1	泉州	85	+2
天王寺	41①	+1	三島	103②	0
大阪城	139⑥	-1	南河内	46	+1
中河内	116	+3	合計	1,087②	-1

○ 数字は法人会員 22法人 (+3)
(※増減は前回・H24年12月1日比)

年が経とうとしています。緊張感と刺激で、私にとって大変有意義な時間を過ごさせていただきました。来期はいろいろと変更になることがあります、何事も一生懸命に行えば楽しいものです。皆様も是非本会にお越しになることをお待ちしております。(中島)

◆広報部理事として早いもので4年が経過いたしました。その間、本会ホームページの更新のほか、様々なイベントに関わることができました。また、支部にいるだけでは分からぬ本会の事情にも触れ、いろいろな勉強をさせていただきました。任期は残りわずかですが、精一杯頑張りますので、よろしくお願ひいたします。(濱田)

本会広報部員

加藤 真一	藤井 洋
中島 芳樹	濱田 博信
(広報担当副会長)	中林 邦友

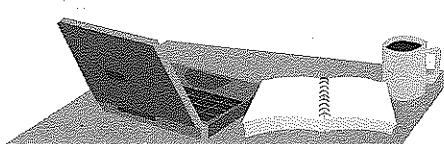
支部広報担当責任者

北 杉村 光昭	西 佐々木直美
南 山田 貴弘	阪南 蓮中 厚夫
天王寺 柳原 薫	大阪城 黒岡 純二
中河内 藤田 好高	北河内 上田 隆義
豊能 石田 貴子	堺 山田 良和
泉州 向井 彰一	三島 池原 昌秀
南河内 今西眞佐美	

(事務局) 香川 哲也

■発行所 大阪土地家屋調査士会

■〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
■電話 06(6942)3330(代)
■FAX 06(6941)8070
■E-mail : otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ : <http://www.chosashi-osaka.jp>



揃えておきたい！好評実務書籍



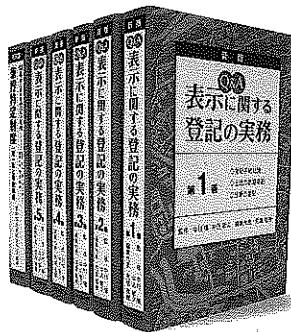
類似の事案を考察するための基本解説書。

筆界特定事例集

東京法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室 編著
B5判 284頁 定価2,940円(税込) 平成22年11月刊

- 主要資料を的確に読み解いた、「参考となる」24事例を厳選。
- 「概要」→「申請人及び関係人の主張（並びにその根拠）」→「筆界の検討」→「結論」の流れに沿って解説。
- 資料を確実に理解し、整理するための専門的知識を総論で紹介。

Q&A形式で実務を網羅。登記実務のエキスパートが解説。



新版 Q&A 表示に関する 登記の実務

中村 隆・中込 敏久 監修 荒堀 稔穂 編集代表

全5巻
+
特別編

- 多種多様な土地・建物の登記について具体的に解説
現場での疑問・実例が満載。根拠条文・先例・判例と関連付け、具体的に解答を提示。
- 不動産登記法の改正に完全対応
前版の内容を全面的に見直し、新規設問を追加。
- 充実した索引で実務に最適
事項索引、法令・先例・判例索引を収録。

第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記

A5判 560頁 定価4,935円(税込)
平成19年1月刊

第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正

A5判 562頁 定価5,040円(税込)
平成19年5月刊

第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記

A5判 500頁 定価4,725円(税込)
平成19年11月刊

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記

A5判 504頁 定価4,725円(税込)
平成20年5月刊

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記・区分建物の登記・建物の滅失の登記・建物図面関係

A5判 640頁 定価5,775円(税込)
平成20年12月刊

特別編 筆界特定制度 一問一答と事例解説

筆界特定実務研究会 編著

A5判 672頁 定価5,880円(税込)
平成20年1月刊

図表、イラストを豊富に使った、基礎を築くための教科書。

第2版 絵で見る地籍測量



國見利夫・米溪武次・宮口誠司 著

A5判変形 192頁 定価4,095円(税込) 平成23年6月刊

- 新しい測量法（ネットワーク型RTK-GPS法、デジタル方位距離計法、単点観測法など）に対応。

基礎からその成果の管理に至るまで、初任者にもわかりやすいよう解説。

平成22年改正「準則」準拠 地籍測量



國見利夫 著

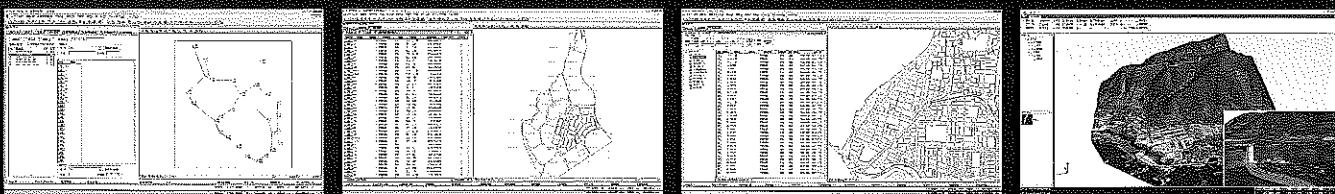
A5判 340頁 定価2,940円(税込) 平成23年1月刊

- 図表、地図、写真、イラストを豊富に使用。

- 地籍測量・地籍調査・筆界確認調査のエキスパートが執筆。

さらに洗練されたユーザビリティ。 BLUETREND XA 2012 新登場。

BLUETREND XA
測量計算CADシステム[ブルートレンドエグザ]
NEW! 2012



土地家屋調査土業務支援の強化!

- 各階平面図での大規模マンション対応
- 14条地図作成業務対応
- 不動産調査報告書作成支援機能強化

測量設計業務支援の強化!

- CADの描画スピードを大幅向上
- 準則改正に伴う各帳票類の対応
- 地籍調査作業規程運用基準改正への対応

ユーザビリティの向上!

- 現場管理機能の充実と、切り離し合成機能強化
- バックアップ機能強化で指定の状態に復帰可能
- 見えるメモリ消費量で作業の最適化が可能

待望の「不動産調査報告書作成プログラム」を新たにラインナップ!

(オプション)

TREND REG/C
2012

土地家屋調査土事務支援システム[トレンドレジック]

手間のかかる不動産調査報告書作成作業を時短・省力化!
登記情報提供サービスからの取得情報や「BLUETREND XA」の
測量情報の活用をはじめ、様々な入力補助機能を搭載しています。
また、写真の編集や管理も可能となっており、調査書を効率的に
作成できます。調査書はEXCEL、PDF形式にて出力が可能です。

福井コンピュータ株式会社

大阪営業所／〒536-0022 大阪市城東区永田4-15-6 深江橋MHIビル2F TEL(06)6963-5310 FAX(06)6963-5420

本社／〒910-8521 福井市高木中央1-2501 TEL(0776)63-9200 FAX(0776)63-9201

札幌・青森・盛岡・仙台・郡山・長野・新潟・埼玉・高崎・宇都宮・水戸・千葉・東京・立川・横浜・静岡・名古屋・岐阜・富山・

福井・京都・大阪・阪和・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

公式ホームページにて、製品紹介の動画をご覧いただけます。

福井コンピュータ

検索

www.fukuircompu.co.jp

